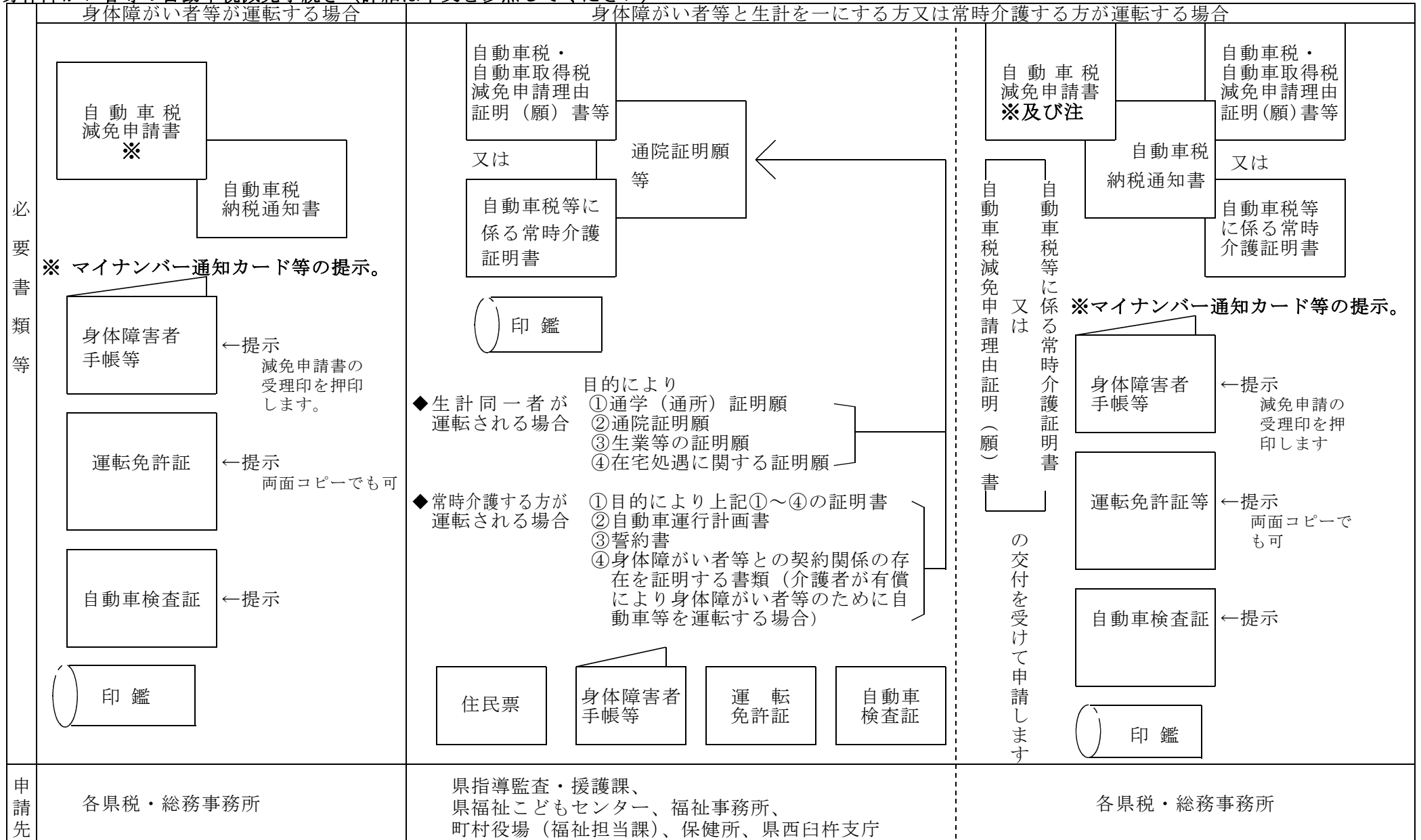


身体障がい者等の自動車税減免手続き（詳細は本文を参照してください）



※ マイナンバー通知カード又はマイナンバーカード等をご持参ください。（原本）

注 生計同一者又は常時介護する方が運転される場合には、その方のマイナンバー通知カード又はマイナンバーカード等もご持参ください。（原本）